

# 公益社団法人平戸法人会 役員報酬等及び費用に関する規程

## (目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益社団法人平戸法人会（以下「本会」という。）の定款第 27 条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

## (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。  
費用とは明確に区分されるものとする。  
なお、報酬等は、本会の役員としての職務遂行の対価に限られ、本会の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。  
報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

第 3 条 本会は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。  
2 常勤役員の報酬は月額とし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。  
3 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。  
4 常勤役員の退職に当たっては、退職手当を支給しない。

## (報酬等の額の決定)

第 4 条 常勤役員に対する報酬額は、総会において決定した次の金額を限度として、理事会において決定する。

常勤役員の報酬総額	3,000,000円
-----------	------------

## (旅費交通費)

第 5 条 役員に支払う旅費交通費は、別に定める役員等旅費規程による。

## (通勤費)

第 6 条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

## (その他の経費)

第 7 条 役員が職務の遂行に当たって負担する、または負担した旅費交通費以外の費用については、原則として前もって支払うものとし、前払いが不可能な場合には請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

## (公表)

第 7 条 本会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

## (改廃)

第 8 条 この規程を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

## 附 則

この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から適用する。